

## 札幌市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

平成29年 3月31日

市長 決 裁

### (趣 旨)

第1条 この要綱は、互いの個性や多様性を認め合い、誰もが生きがいと誇りを持つことができるまちの実現を目指し、性的マイノリティに係るパートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### (定 義)

第2条 この要綱において、「性的マイノリティ」とは、典型的とされていない性自認や性的指向を持つ人をいう。

2 この要綱において、「パートナーシップ」とは、互いを人生のパートナーとし、日常の生活において、経済的又は物理的、かつ、精神的に相互に協力し合うことを約した、一方又は双方が性的マイノリティである2人の者の関係をいう。

3 この要綱において、「宣誓」とは、2人が互いのパートナーであることを市長に対して宣誓することをいう。

### (宣誓の対象者の要件)

第3条 パートナーシップの宣誓をしようとする者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) いずれか一方が市内に住所を有する、又は市内への転入を予定していること。
- (3) 双方に配偶者がいないこと及び宣誓者以外の者とパートナーシップの関係にないこと。
- (4) 双方の関係が民法に規定する直系血族、三親等以内の傍系血族又は直系姻族でないこと。ただし、双方の関係が養子縁組の場合を除く。

### (宣誓の方法)

第4条 パートナーシップの宣誓をしようとする両者は、揃って市職員の面前においてパートナーシップの宣誓書（様式第1号）に自ら記入し、市長に提出するものとする。

2 宣誓書には、宣誓をしようとする両者の住民票及び独身を証明する書類

を添付しなければならない。

- 3 パートナーシップの宣誓をしようとする両者は、宣誓する日時等について事前に市と調整するものとする。
- 4 宣誓書は、市民文化局男女共同参画室において受領するものとする。
- 5 当該パートナーの一方又は双方が宣誓書に自ら記入することができないときは、両者の立会いの下で他の者に代書させることができるものとする。

(本人確認)

第5条 市長は、宣誓をしようとする両者が、本人であることを確認するため、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

- (1) 個人番号カード
- (2) 旅券
- (3) 運転免許証
- (4) 前号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明証等であって、本人の顔写真が貼付されたもの。

(通称名の使用)

第6条 性別違和等で通称名の使用を希望する者は、市長が特に必要があると認める場合に限り、パートナーシップの宣誓における氏名について通称名を用いることができる。

- 2 前項により通称名の使用を希望する場合は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を宣誓時に提出するものとする。

(受領証及び受領カードの交付)

第7条 市長は、提出のあった宣誓書、添付書類等を確認し、適切であると認められるときは、当該宣誓をした両者に対し、パートナーシップ宣誓書受領証(様式第2号。以下「受領証」という。)及びパートナーシップ宣誓書受領カード(様式第3号。以下「受領カード」という。)を宣誓書の写しを添えて交付するものとする。

- 2 既に宣誓を行った両者のうち、当該宣誓に係る受領カードの交付を受けていない者は、パートナーシップ宣誓書受領カード交付申請書(様式第4号)を第5条に規定する書類を添えて市長に提出することにより、受領カードの交付を受けることができる。

(子に関する記載)

第8条 パートナーシップの宣誓をする者の一方又は双方と同居し、かつ、生計を一にする未成年の実子又は養子(以下「子」という。)がいる場合

であって、当該宣誓をする者が受領証及び受領カード（以下「受領証等」という。）に当該子の記載を希望するときは、子に関する届出書（第5号様式）に、当該宣誓をする者と当該子との関係を確認できる書類、当該子の年齢及び同居の事実が確認できる書類を添えて市長に提出するものとする。既に宣誓を行った者が新たに子の記載を希望するときも同様とする。

#### （受領証等の再交付）

第9条 受領証等の交付を受けた者は、当該受領証等の紛失、毀損等の事情により受領証等の再交付を希望するときは、第12条の規定に基づき宣誓書が保存されている等の場合に限り、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第6号）により申請することができる。

- 2 市長は、再交付を希望する者に対し、必要に応じて要件を確認することができる書類の提出を求めることができる。
- 3 第1項の申請があったときは、市長は受領証等を再交付するものとする。

#### （受領証等の返還）

第10条 受領証等の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届（様式第7号）に受領証等を添付し、市長に届け出なければならない。

- (1) 当事者の意思によりパートナーシップが解消されたとき。
- (2) 一方が死亡したとき。
- (3) 双方が市外に転出したとき（転勤、親族の介護その他やむを得ない事情により、双方が一時的に市外に転出した場合及び次条に定める場合を除く。）。
- (4) 第3条第3号又は第4号に該当しなくなったとき。

#### （自治体間での相互利用）

第11条 受領証等の交付を受けた者が、市がパートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定等（以下「協定等」という。）を締結している自治体へ転出する場合であって、パートナーシップ宣誓書受領証等継続使用申請書（様式第8号）を提出したときは、市が交付した受領証等を継続して使用することができる。

- 2 市と協定等を締結している自治体から市へ転入した者は、協定等を締結している自治体が交付した受領証等（継続使用の手続がされたものに限る。）を市において継続して使用することができる。
- 3 前2項の規定により継続して受領証等を使用している者が、第10条第1号、第2号及び第4号に該当した場合又は市と協定等を締結している自治

体以外の自治体に転出した場合には、当該受領証等を交付した自治体に返還するものとする。

- 4 第1項の規定により継続して使用している受領証等の再交付については、第9条の規定を準用する。

(宣誓書の保存)

第12条 市長は、宣誓書を10年間保存するものとする。ただし、第10条の規定に基づき受領証等の返還を受けた場合のほか、パートナーシップの宣誓をした両者が当該宣誓書の廃棄を希望するときは、これを廃棄するものとする。

(補 則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市民文化局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則（令和4年3月30日市長決裁）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月8日市長決裁）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。